

会 議 録【公開用】

会議の名称	令和6年度第6回 岩舟地域会議
開催日時	令和6年9月25日19時00分 開会 20時30分 閉会
開催場所	岩舟総合支所会議室棟 第1会議室
出席者氏名	別紙1のとおり
欠席者氏名	別紙1のとおり
事務局職員職氏名	別紙1のとおり
その他出席者等	別紙1のとおり
会議事項	別紙2のとおり
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	なし
その他必要事項	-
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1. 開 会 2. あいさつ ・高久会長あいさつ 3. 議事 (1) 栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）及び栃木市立地適正化計画「防災指針」の策定について 〈事務局から説明〉
会長	委員に意見を求める。 私の方から二つ。まだこれから修正は可能なものと理解してよろしいか。
都市計画課 会長	庁内の策定委員会の協議をしているが、引き続き修正の方も加えていく。 1つは、カラー刷りの104ページ。緑の部分で都市公園のということで色が染まっていると思うが、みかも山が被ってしまって文字が見えなくなっている。それと、もし可能なら107ページの国道50号線の写真。曲ヶ島のセブンイレブンの歩道橋から小山方面に向いて撮ったものだと思うが、今は左側に工場あり、だいぶ古い写真だと思うので、もし可能なら更新していただければと思う。
都市計画課 A委員	ご指摘いただいた箇所につきましては差し替える。 104ページの地図の中で北関東自動車道と佐野インターチェンジの下、両方とも矢印が入っているが、これは何の印か。
都市計画課	矢印については、現行の計画でも入っているが、その先とも繋がってるという表現のデザイン上の矢印。

A委員 都市計画課	東北縦貫自動車道の北の方は矢印が入っていない。 全体の地図と矢印のバランスを考えて配置する。他の地域を見ると入っているところもある。これは入れ漏れの可能性もあるので整える。
会長	緑の点線の関東ふれあいの道ですが、岩船山の上に稜線をたどるみちという説明が入っている。他はみんな地名とか建物名なのに、ここだけ説明が入っているのは何か意味があるのか。
都市計画課	ここの説明にしている意図については、関東ふれあいの道の説明としていれていて、他の地域も稜線をたどるみちという風に入れていた。
A委員	さっきの 104 ページのところですが、岩舟総合運動公園の北側にあじさいの杜ができたが。
都市計画課	火葬場はこちらで議論する。
B委員	防災指針の 4 ページに想定最大規模降水量だが、これが 1000 年に 1 度ということで表現されているが、これは毎回降るものじゃない。それが適正かどうか判断はしてあるのか。例えば太平洋の海水が雨となって大規模な台風が想定されるわけだが、温度は下がってないという場合に、水蒸気も巻き込んでかなりの量が降る場合もある。そういった部分がこれとあうのかが心配。それは最新のデータから見た方がいいのかと思うがいかがか。
都市計画課	想定最大規模ハザードマップの規定に基づき L2 ということで 1000 年に 1 度の基準を使っている。近年の上昇の頻発化に移り変わっている状況の中で、期間設定とか心配というご意見かなと理解している。最悪な激甚化パターンについては、厳しいところではあるが、本来防災指針の策定にあたり栃木市のハザードマップとの整合というところを考えて作成している。ハザードマップで想定される最大規模 1000 年に 1 度の基準を使っているので、そちらに合わせた記載となっている。もちろんご指摘の通り細かい短期的な感じの浸水想定についても必要というご意見をいただいたので、そちらについては危機管理課と共有して今後、ハザードマップも定期的に見直しますし、我々の防災指針についても、良い詳細な災害の想定についても検討し考えてまいりたいと思う。
会長	もしお持ち帰りになって、もう一度見直したときに何か疑問点があったら、直接、都市計画課の方に問い合わせるということでよろしいか。
委員一同	了承
会長	(2) 栃木市産業基盤成長戦略（素案）について 〈事務局から説明〉 委員に意見を求める。 市全体の地図の中で、栃木インターと西方スマートインターと都賀インターの周りには市産業団地整備区域ということでマーキングされているが、そのマーキング

産業基盤整備課	が今後、佐野藤岡インターにも付くということはあるのか。 まず、都賀インターや都賀西方スマートインターの周辺というものは現在、具体的に区域が決まっていないので、インター周辺を丸としている。佐野藤岡インター周辺の指定区域については、佐野藤岡インターから少し離れてしまっているが、佐野藤岡インターから東側にあるこの三角形の形を産業団地整備区域として示させていただいており、今後、インターの周りに丸が付くというようなものではない。
B 委員 産業基盤整備課	整備計画の開発を進められた場合、地域住民との市の説明会というものはあるのか。 今回示しているのが、あくまで市内に誘導していきたい区域で、実際、事業者が開発をしたいという場合は、もちろん地元の地権者の方と合意形成を図った上で開発をしていくというような形になる。ここに示してあるから絶対開発ができるというもではない。
B 委員	先ほど地権者との説明会というふうになっていると言ったが、実際に開発する場合に地域が何らかの関わりがあると思う。例えば、そこを開発した場合に、排水の問題が当然関わってくると思うが、排水の整備が、栃木市ないし栃木県が許可するにあたっての内容を分析して許可を出せるかどうか、例えば開発をした場合にここから雨水とか排水が出る。かなりの量が出た場合には末端の排水路が溢れ出てしまう恐れもある。そういったものが、市として、どう確認しているかどうか、それと地元との協議がなされるかどうか、その辺はどういう方法でやっているのか。
産業基盤整備課	まず資料にある第 4 章栃木市が行う産業団地整備区域において、市が事業主体として行うので、羽拔地区そして藤岡の太田地区については事業主体が栃木市です。ご質問があったように、下流の現況、地形地物、そして高低差というのは市が行う事業については、市が責任を持って下流域を確認して、必要に応じて整備も栃木市が行う。一方で第 5 章企業立地誘導区域において進出したい企業が、そこに地元のご意見で働いた場合は、原因者が立地した企業なので、企業の責任を持って下流域を調査して、必要に応じて原因者である進出する企業の方が費用負担を持って、地元の例えば放流同意とか、下流の必要に応じて側溝を付け替えるとか、というのをやっていただきたい。その基準については、国とか県で定められたものを市でも同じように基準を準用しているので、開発については国県に準用した手続きを持って進出企業にやってもらう。そこについては関係部局、例えば道路水路であれば市の所管課である道路河川維持課で、そこが下流域もしくは接道についての許可の基準を満たしていないところであれば、企業がそういうところで進めていきたいと思っている。
B 委員 産業基盤整備課	区域外についても業者が負担をして整備をするというのが原則なのか。 企業立地誘導区域は市街化調整区域。イメージすると田んぼに工場を建てたいということなので、事前調査は市に進出する企業様も確認して、開発が可能かどうかをきちんと見極め、それからのスタートになるので、どこでもできるということ

	は当然ない。土地改良も一部ではやっているところもあるので、ご質問にあったように、まずは地元の地権者、もしくは地元の自治会等に企業様にご説明をしている。そこである程度地元の合意形成がとれているということ、もちろん下流域とか周辺も、開発可能な条件が整っていることを確認の上、工場を建てたり倉庫を建てたりという行為が始まる。というところが企業の立地誘導区域としての企業様のほうへの市からのお願いということになる。
B 委員	例えば岩舟地域の図面で、右下にいすゞのパーツセンター周辺が開発がされたが、その水道整備は、栃木市がやるということになっている。その水道の整備だが、何回も要望しても、土砂とか雑草の除去については、予算があつたらやるということで、なかなか進めてもらえない場合がある。また、開発するところ水路とかの整備は業者がやることになっているが、ただ業者が指定管理人みたいな感じで委託した場合に、果たしてそれが完全に行われるのか心配な点がある。また、水路にあたっては、当然、市がやるべきじゃないかと思っている。地元としては、業者さんが開発するのでU字溝を付けたといった場合でも、後々の管理とかどうなっているという地元の心配もあるし、当然そこが埋め立てだったが前回やった場所は低位置だった。そこへ1m30 cm以上埋め立てをして、50 号線と同じ高さになっている。そのために4年前の台風の大水で、排水が出来なくなって50 号線に雨水がぶつかり、それが逆流して1ヶ月浸水の被害を被ってる人もいる。そういった排水の問題とか当然、行政の方が把握しておくべきなのかと思う。こういったことが今後の開発に対して、この地域でも、明確な基準があるといいなと思う。その辺もよろしくお願ひしたいと思う。
産業基盤整備課	まず、今回成長戦略という取り組みは、栃木県としても産業基盤に特化した計画作りというのは県内初になる。今の場所については、私どもとしては、現状は把握しきれていないところは、ご勘弁いただければと思うが、今後については、そういったところも先ほどご説明したように、私どもが市役所の窓口となって、当然、近年のゲリラ豪雨というところは、どこの所管する課も計画もしくは想定以上というところがあるので、やはりこちらから進出する企業様にお願いする。もしくは整理していただく手立てというものがどんどん課題になっていくとは思う。それも合わせて住んでる方、地域の方ですので、今後これまでの防災計画を元に整理をしていただかなくてはならないかなと思っている。今後についても地域の皆様の意見とか、更なる災害は当然想定はされる。ただ、どこまでやるかというのは、そこもまた課題が、整理をやるのかっていうところはその企業様の規模感によっても様々ですので、そこについてはどの程度かというのは、やはりご指摘あつたように、近年の状況を見ながら、適宜整理していただくものは原因者をお願いをしていく。その後については、通常地区の外側もしくは下流域で整理したものは栃木市が、譲り受ける形になるので、水路についての維持管理については作っていただきいたが、その後

	の維持管理というのは一般的には市がやる。ただ、西方から藤岡の範囲を全ての指導するのはご指摘の通り手が回らないところはおっしゃる通りなので、そこは引き継ぎの課題ということは担当課の方に伝えいきたいと思うので、この計画に基づいて、我々とする、企業様と地域の皆様のご理解のもとで、企業様にとっては立地して雇用を生んで、そこで消費していただき、地域の皆様も、企業であっても、自治会の一員として末永く、営業していただける環境を目指していきたい。そのための誘導できるような成長戦略にしていきたいと思っている。
B 委員	企業と地権者の方が話し合うことがあるが、地元と企業が話すというのはなかなか難しい場合がある。ただ話し合いにしても、これは行政の方が地域の皆みたいなものに今後なっていただければ、ありがたいと思う。よろしくお願いします。
産業基盤整備課	私ども栃木市が行っている産業団地、千塚産業団地そして今やっている栃木インターチェンジ、そして佐野藤岡インターチェンジこの3地区に関しては、地域の方の自治会の総会に私どもが説明をしている。一方で産業団地に立地した企業様については、企業連絡協議会を設立してもらい、地域の自治会、例えば自治会の総会にも参加したり、お祭りごととか、そういったところにも参画している。その事務局を栃木市が私ども産業基盤の方でやっている。藤岡高校の跡地の中根産業団地についても4社立地しているが、連絡協議会で月1回清掃もやっている。もちろん、職員もやっている。そういった形で、市が行う産業団地は、市が積極的に地域の自治会、自治会を通して企業様との交流機会を持っているので、50号沿線についても産業団地を作る場合も、自治会の皆様と市が企業と一緒に誘致をしていくという、操業も一緒になって取り組んでいく、という体制で産業団地の方は進めたいと思っている。
会長	他にあるか。
C 委員	岩舟版で、50号バイパスと県道栃木藤岡線の企業立地誘導区域とある。それと赤い点線で、地域未来投資促進法に伴う重点促進区域、このエリアであれば、条件を整えば他の地域よりも優先的に企業誘致をするということか。
産業基盤整備課	一番最初に説明をした企業からの問い合わせに関して、特に市外の企業様の方が立地がいいから栃木市にきたい、その場合、どこか案内してもらえるか。というような問い合わせがコロナ中から首都圏からの企業様のご相談が多かった。それに対して、本来であれば市が土地を持っている産業団地があれば、そちらに来てほしいと言いたいところだが、全て埋まっているという状況下であるので、せっかく優良企業が栃木市にきたいというのを違う市町もしくは違う県に行ってしまうということが多くあった。そういった方々に一つの方向性として、国県道の周辺であれば交通渋滞とかの恐れが比較的少ない、従業員の往来で車の量は増えるが、街中とか集落の中に工場が建つよりは、市としては交通が整っている周辺に案内をしたかどうか。ただ一方で、そこに住んでいる方、そこで耕作している方、土地の所有者がい

C委員 産業基盤整備課	るので、そこは市の方としてもここに来てくださいというメッセージはなくて、地域の皆様と企業様のマッチング。話し合いが整えば、栃木市としても、こちらの企業立地誘導区域へのご紹介をしていきたい。そうでないと無作為に無秩序に例えば山を切り開いてそこに工場が建った。関係法令が非常に難しいが、そういったことがないように、まち作りとして、工場が来やすいエリアを今回初めてお示ししたい。
会長	分かりました。地域未来投資促進法というのは簡単に言うとどんなものか。 簡単に言うと、今まで市街化調整区域というのは工場は建てられない。これはもう農地法農振法で決められている。もちろん農業委員会でも。これは経済産業省が日本全国でいうような取組の一つとして、ここに書いてある重点促進区域に指定することによって、原則認められなかったものも工場が建てられる可能性を、国の法律を新たに拡充をしたものになる。栃木市としてもこのような新たな開発のスキームを盛り込んでいきたい。参考までに 50 号沿線で、佐野市そして足利市はもう既に重点促進区域を 500 ヘクタール以上、佐野市はほぼ 50 越え全域は指定してある。この指定をするのは栃木県になっている。佐野と足利やっていて栃木市がやっていない。栃木市としても問い合わせが多いので、それに応えるために重点促進区域をほぼ似たようなエリアではあるが設定をしていきたい。
会長	他にあるか。同じように問い合わせをさせていただくというような形で対応していただければと思う。それでは担当課都市計画課と産業基盤整備課の皆様ありがとうございました。
事務局	(3) ふれあいバス蔵タクに関する質問に関する回答について 運行状況について先月の地域会議において事務局より説明があり、皆様から質問がでたところですが、それに対する回答の報告
会長	事務局より説明
事務局	今回の資料、質問の 2 から 5 にとんでます。
会長	お配りした資料と、私の手元にある説明した資料が別のものになっている。資料は後で確認して文書等でどちらが正しいのかを説明する。
事務局	口頭での説明になりましたが、蔵タクとふれあいバスについて、確認して次回もう一度提示を。
事務局	(4) その他 資料 2 令和 6 年度栃木市地域自治交流会開催要領案 日時 令和 7 年 2 月 8 日 (土) 栃木市市民交流センター大交流室において、栃木市地域自治交流会を開催する予定。対象は、各地域会議委員、まちづくり実働組織の構成委員、こちらの団体から各 3 名程度を予定。

事務局	4. 連絡事項 ・ 次回地域会議 11 月 27 日水曜日（水）19 時から 今後の会議は奇数月、11 月 1 月 3 月の 3 回を今年度は予定。審議事項が特にない場合、開催中止も検討したい。 ・ 1 号委員の推薦について 現在の地域会議員の任期が令和 7 年 3 月で満了になる。1 号委員団体推薦の改選に関しては令和 7 年 1 月に各団体あてに委員の推薦依頼通知を発送する予定。 5 ・ 閉会（20：30）
-----	---

別紙 1

出席者（委員）

会長	高久 厚子	副会長	横塚 勇氣
委員	阿部 亜紗子	委員	越沼 和子
委員	斉藤 栄吉	委員	瀬下 紀明
委員	寺澤 保之	委員	栃木 光子
委員	中田 武彦	委員	永島 仁一
委員	深津 智子	委員	三柴 茂
委員	渡辺 和枝		

欠席者（委員）

委員	青木 則夫	委員	広瀬 昌子
----	-------	----	-------

事務局

黒川 幸咲（岩舟地域づくり推進課課長）
海老沼 剛志（岩舟地域づくり推進課係長）
落合 裕美子（岩舟地域づくり推進課副主幹）

別紙２ 会議事項

１．開 会

２．あいさつ

３．議 事

- （１）報告事項【都市計画課】栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）及び栃木市立地適正化計画「防災指針」の策定について
- （２）連絡事項（情報提供）【産業基盤整備課】栃木市産業基盤成長戦略（素案）について
- （３）ふれあいバス・蔵タクに関する質問に対する回答について
- （４）その他

４．連絡事項

- ・次回会議 令和６年１１月２７日（水）午後７時から
- ・委員の改選に伴う各団体への推薦依頼について

５．閉会

配布資料一覧

- | | |
|-------|--|
| 資料１ | ふれあいバス・蔵タクに関する質問に対する回答 |
| 資料２ | 令和６年度栃木市地域自治交流会開催要領（案） |
| 資料番号無 | 栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）及び栃木市立地適正化計画「防災指針」の策定について |
| 資料番号無 | 栃木市産業基盤成長戦略（素案）概要版 |